

家畜衛生情報

平成20年4月

死亡した野鳥からインフルエンザウイルスを検出！

～ 秋田県の白鳥でH5N1亜型、国内防疫の再徹底を ～

農林水産省及び秋田県は、平成20年4月21日、十和田湖畔で発見された白鳥の死体及び衰弱した白鳥から検出したウイルスは、病性鑑定の結果強毒性のH5N1のインフルエンザウイルスであることを発表しました。

つきましては、下記の事項に留意いただき万全の防疫体制の再徹底をお願いします。

● 飼養衛生管理の徹底

野鳥の鶏舎等への侵入防止及び農場出入口での消毒の徹底など

● 鶏群等の異常を発見した時の早期通報の徹底

● 的確な病性鑑定の実施

異常鶏の通報があった場合には、本病を疑い必要な病性鑑定を実施します

● 危機管理体制の点検

万一の発生の際に円滑な防疫措置を講じることができるよう、通報・連絡及びまん延防止などの危機管理体制を再点検



鳥インフルエンザのウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。

日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていたいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。

日常の健康観察を徹底し、鶏群に異常がみられたときは至急連絡ください。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

死亡した白鳥からのインフルエンザウイルス(H5亜型)の検出について

平成20年4月28日
農畜産振興課
自然保護課

4月21日、十和田湖畔で発見された白鳥の死体及び衰弱した白鳥について、検出したウイルスの検査を実施したところ、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが特定された。

自然界では、水鳥等が低病原性の鳥インフルエンザウイルスを保有していることは、すでに知られており、ニワトリへの病原性等のウイルスの性状について現在調査中である。

経緯

- 4月21日、小坂町役場からの連絡を受け、北部家畜保健衛生所職員が、死亡した白鳥3羽と衰弱した白鳥1羽の計4羽を回収した。
- 4月23日、発育鶏卵に接種してウイルスを培養し、4月25日インフルエンザ簡易検査でA型インフルエンザウイルスと推定された。
- 4月27日、培養したウイルスを特定するため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(つくば市)に検体を搬入し、4月27日夜、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが判明した。

現在までの対応

- 十和田湖畔の巡回を行っているが、野鳥等に大量死等の異常は認められていない。
- 白鳥の死体発見地から半径10km以内に養鶏農家はいないが、26日に家畜保健衛生所が鹿角地域振興局管内の農家に注意喚起し、聞き取り調査を行ったところ、異常は確認されていない。
- 国や青森県等の関係機関に情報を伝達している。

今後の対応

- 県内の野鳥の異常の有無について監視を強化するとともに餌付け等による野鳥を引き寄せる行為を行わないよう注意喚起をする。
- 養鶏農家に対し、県北地域一帯で順次、範囲を広げて監視を強化する。
- 養鶏農家に対しては、従来から野鳥の侵入防止等の対策を指導してきたが、引き続きその徹底を図る。
- 風評被害を防ぐため、県民や観光客へ正確な情報の提供に努める。
(鳥インフルエンザウイルスは感染した鳥との濃厚な接触などの特殊な場合を除いて通常は人に感染しないとされている。)

平成20年4月28日プレスリリース(秋田県)